

低所得の子育て世帯への 生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)

問い合わせ 福祉課 ☎59-2148

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

支給対象者

次の2つの要件に該当する方

※特別給付金(ひとり親世帯分)(6月号19ページ参照)を受け取った方は除きます。

住民税非課税相当の収入の目安

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額(年額)
2人 (例) 夫(婦)+子1人	146.9万円
3人 (例) 夫婦+子1人	187.7万円
4人 (例) 夫婦+子2人	232.7万円
5人 (例) 夫婦+子3人	277.7万円
6人 (例) 夫婦+子4人	322.7万円

(注) 世帯人数は、次の合計人数です。

- ・申請者(収入金額の高い方)
- ・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の方)
- ・扶養親族(16歳未満の方も含まれます)

(注) 申請者の年間収入見込み額が、非課税相当収入限度額以下となることが要件の1つです。

①令和3年4月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給者、または平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童の養育者

※小規模住居型児童養育事業者、法人は対象外です。

②令和3年度分の住民税均等割が非課税の方、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(家計急変者)

※住民税の申告が済んでいない方は、非課税を確認後、支給します。収入がなかったなどの理由で申告していない方は、早めに市民税務課で申告をしてください。

支給額

児童1人につき5万円

申請手続き

①児童手当の受給者(公務員を除く)または特別児童扶養手当の受給者

届け出をお忘れなく 児童扶養手当・ 特別児童扶養手当の 現況届

問い合わせ 福祉課 ☎59-2148

児童扶養手当、または特別児童扶養手当を受けている方は、「現況届」または「所得状況届」を福祉課に提出してください。(郵送不可)

届け出がないと、受給資格があっても児童扶養手当は11月以降、特別児童扶養手当は8月以降の手当の支給が停止されます。必ず提出してください。

対象となる方には、あらかじめ届け出用紙を郵送します。

○所得状況届
○手当証書(手当を受給している方のみ)
○受給者、配偶者、扶養義務者、対象児童のマイナンバー(個人番号)が分かる書類(マイナンバーカード、個人番号通知カードなど)

そのほか、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。

○現況届
○手当証書(手当を受給している方のみ)
○養育費などに関する申告書
○生計維持方法等確認書
○借家の場合、家賃の支払いが証明できるもの(領収書、預金通帳のコピーなど)
○光熱水費の支払いが証明できるもの(領収書、検針票、預金通帳のコピーなど)

そのほか、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。

「一部支給停止適用除外事由届」(水色の用紙)が郵送されている方は、必要書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。

区分	児童扶養手当	特別児童扶養手当
提出期間	8月2日(月)～31日(火)	8月12日(木)～9月10日(金)
持参するもの	○現況届 ○手当証書(手当を受給している方のみ) ○養育費などに関する申告書 ○生計維持方法等確認書 ○借家の場合、家賃の支払いが証明できるもの(領収書、預金通帳のコピーなど) ○光熱水費の支払いが証明できるもの(領収書、検針票、預金通帳のコピーなど) そのほか、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。 「一部支給停止適用除外事由届」(水色の用紙)が郵送されている方は、必要書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。	○所得状況届 ○手当証書(手当を受給している方のみ) ○受給者、配偶者、扶養義務者、対象児童のマイナンバー(個人番号)が分かる書類(マイナンバーカード、個人番号通知カードなど) そのほか、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。

で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方↓申請は不要(該当する方には通知をし、随時支給)

②平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童のみを養育している方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方↓申請が必要(該当する方には申請書類を送付)

③その他の支給対象者↓申請が必要
申請書類(③の方の場合)

○申請書

○申請者(収入金額の高い方)の本人確認書類の写し

○申請者と児童の関係性を確認でき

る書類の写し

○申請者の通帳またはキャッシュカードの写し

○簡易な収入(所得)見込額の申立書

○申請者・配偶者などの令和3年1月以降の1カ月の収入額が分かる書類(給与明細書など)

※申請書・申立書は、市ホームページからダウンロードできます。

申請期限 令和4年2月28日(月)までに福祉課へ。

厚生労働省コールセンター
受付時間 9時～18時(土・日曜日、祝日を除く)

☎0120・811・166

こども110番の家 新規登録者募集

問い合わせ 生涯学習課 ☎28-5680



PTA連合会、警察署、防犯連合会、市では、地域の子どもたちの見守り活動をする『こども110番の家』の新規登録者を募集しています。

主な活動内容

①普段の見守り、あいさつ、声かけ

②恐怖を感じたときの避難場所の提供と警察への通報

③困ったとき(トイレ、雨など)に立ち寄る場所の提供 など

登録申し込み 生涯学習課へ。

8月27日(金)▼9月2日(木)

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

問い合わせ 自治振興課 ☎59-2145

広島法務局、県人権擁護委員連合会では、いじめや児童虐待、インターネットによるプライバシー侵害などの被害にあっている子どもたちが発する信号をいち早くキャッチし、問題の解決を支援するため、専用相談電話「子どもの人権110番」を常時開設しています。

さらに、8月27日(金)から9月2日(木)までの間を、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、受付時間を延長して電話相談を受け付けます。

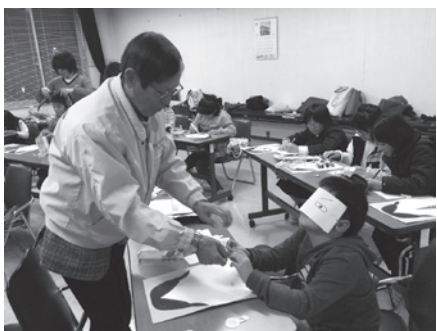
【子どもの人権110番】

☎0120・007・110

【強化週間の相談受付時間】

8時30分から19時まで
ただし、土、日曜日は10時から17時まで

放課後子ども教室 安全管理ボランティア 募集



問い合わせ 地域学校協働本部(生涯学習課内) ☎53-5800

放課後の子どもの安全・安心で有意義な居場所づくりのため一緒に活動しましょう。

とき 9月から都合の良い日を調整します。

ところ 総合市民会館、小方小学校など

対象 子どもの見守りや体験活動に協力できる方

内容 工作、昔あそび、レクリエーション、スポーツなど子どもの安全を見守りながら一緒に活動を行います。

申し込み 地域学校協働本部へ電話または直接窓口(総合体育館内)へ。